別 表

有料老人ホームの類型

類 型	類	型	0)	説	明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介 護)		当該有料老人ホームス 継続することが可能です	が提供する特定施設 け。(介護サービス	は有料老人ホーム	を利用しながら当該有料老人 への職員が提供します。特定施 することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設 入居者生活介護)	ホームの居室で生活を総	当該有料老人ホームを 継続することが可能です できまででは、 できまでです。 できまでする。 できまでする。 できまでする。	が提供する特定施設 け。(有料老人ホー 提供します。特定が	ムの職員が安否確	を利用しながら当該有料老人 電認や計画作成等を実施し、介 護の指定を受けていない有料
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが 介護が必要となった場合 老人ホームの居室での生	、入居者自身の選択に	より、地域の訪問	介護等の介護サー	-ビスを利用しながら当該有料
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いればなりません。			要となった場合に	こは、契約を解除し退去しなけ

上 注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表示	事項	表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態(右のいずれか	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や
を表示)		生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。
	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契
		約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内
		容は有効になりません。
	終身建物賃貸借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関
		する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の
		死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。
利用料の支払い方式	全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して
(注1・注2)		受領する方式
	一部前払い・一部月払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括受領
		し、その他は月払いする方式
	月払い方式	前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式
	選択方式	入居者により、全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のい
		ずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があり
		ます。
入居時の要件(右のいずれか	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
を表示)	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方 (要支援認定を受けている方を除く)
		が対象です。
	入居時要支援・要介護	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
	入居時自立・要支援・要介護	自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険	船橋市指定介護保険特定施設	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介
	(一般型特定施設)	護サービスを利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が

		提供します。(注3)
	 船橋市指定介護保険特定施設	が認めるが。 (当る) 介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	護サービスを利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	設)	作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。(注
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分(右のいずれか	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居
を表示。※には1~4の数値		室が、すべて個室であるホームです。(注4)
を表示)	相部屋あり(※人部屋~※人部	一般居室又は介護居室のすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホーム
	屋)	をいいます。
一般型特定施設である有料老	1.5:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1.5人に対
人ホームの介護にかかわる職		して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。こ
員体制 (右のいずれかを表示)		れは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
(注5)	2:1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの
		平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護
		の基準の1.5倍以上の人数です。
	2. 5:1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対
		して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。こ
		れは介護保険の特定施設入居者生活介護で、手厚い職員体制であるとして保険外
		に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの
		平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサー
		ビスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。
外部サービス利用型特定施設	有料老人ホームの職員※人	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先
である有料老人ホームの介護	委託先である介護サービス事	の介護サービス事業所が提供します。

サービス提供体制(※に職員	業所		
数、※※※※に介護サービス	訪問介護	****	
事業所の名称を入れて表示)	訪問看護	****	
(注6)	通所介護	****	
その他(右に該当する場合に	提携ホーム利	月可 (※※※ホー	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有料老人ホームを含む)に
のみ表示。※※※に提携先の	ム)		住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます。(注7)
有料老人ホームを入れて表示)			

- 注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2)「前払金方式(従来の一時金方式)」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、 一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」 としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあっては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に 説明することが望ましいものと考えます。
- 注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注5) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5:1以上の表示を行うことになります。なお職員体制の算定方法については、「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第218条第1項第2号ア及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

- 注6) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称 を表示することが必要です。
- 注7) 提携ホームには、介護老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。